

鹿屋体育大学研究倫理指針(人に関する研究)

平成17年11月16日
学 長 裁 定

改正 平成19年 3 月 1 3 日

(目的)

第1条 この指針は、鹿屋体育大学の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「研究者」という。）の行う人間を対象とした研究において、研究者が特に留意する事項を示すものである。

(適用範囲)

第2条 この指針は、本学の研究者又は指導下にある学生等が行う人を対象としたすべての研究に適用される。

(研究実施上の配慮)

第3条 研究者は、研究の実施に当たっては、指導下にある学生等が行う研究も含めて、次の事項について配慮するものとする。

- (1) 被験者の人権擁護、プライバシーの保護
- (2) 被験者に対する説明と同意
- (3) 研究により生ずる研究者を含めた人への危険性
- (4) その他の社会的・倫理的問題に対する配慮

(個人情報の安全管理及び取扱)

第4条 研究者は、得られたデータの個人情報の取扱いについて、「国立大学法人鹿屋体育大学個人情報管理規程及び国立大学法人鹿屋体育大学個人情報取扱規程に準じ、適切に措置しなければならない。

(説明と同意)

第5条 研究者は、安全管理等に特に注意を要する研究においては、あらかじめ被験者に「説明と同意」（インフォームド・コンセント）を文書により得た上で研究を行うものとする。

(侵襲を与える研究)

第6条 研究者は、被験者に侵襲を与える研究においては、医師の助言のもとに研究を行うものとする。

(アンケート調査研究)

第7条 研究者は、アンケート調査を行うに際しては、指導下にある学生等が行う場合を含めて、研究者名を明記するものとする。

(安全管理等に特に注意を要する研究)

第8条 研究者は、被験者及び研究者を含めて特に注意を要する研究においては、人の安全の確保に努めなければならない。

(委員会の設置)

- 第9条 本学に、この指針の適正な運用を図るため、鹿屋体育大学倫理審査小委員会を置く。
- 2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この裁定は、平成17年11月16日から施行する。
- 2 鹿屋体育大学研究倫理指針（人に関する研究）（平成7年3月16日教授会決定）は、廃止する。

附 則（平19.3.13）

この裁定は、平成19年4月1日から施行する。